

青竹正一著『新会社法〔第4版〕』（2015年4月刊行）
(ISBN978-4-7972-2750-5)

本文校了後、新しい最高裁判例が出されたため、以下の箇所について新情報を追加いたします。読者の皆様にはお手数ですが、訂正のうえ、ご利用いただけますと幸いです。

126頁13行から18行目

「平成17年制定の会社法の下では、……」以下を

「最高裁は、会社が同意しても、共有に属する株式についての議決権の行使は、議決権の行使をもって直ちに株式を処分または株式の内容を変更するなどの特段の事情がない限り、株式の管理に関する行為として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものとしている（最判平成27・2・19判例集未登載）。」とする。

126頁20行目

「しなければならないかどうかは、」を

「しなければならないかどうか、多数決で決定しなければならないかは、」とする。

126頁21から22行目

「変更行為（民251条参照）といえるかによって」を

「変更行為（民251条参照）といえるか、共同相続株式の管理行為（民25条本文参照）といえるかによって」とする。

434頁14から16行目

「公正な価格と発行価格との……判タ1394号281頁」。を

「ただし、最高裁は、非上場会社の株価の算定方法については確立した判断基準がなく、取締役会が一応合理的な算定方法によって発行価額を決定したのに、事後的に有利性を判断することは取締役らの予測可能性を害するとして、責任を否定している（最判平成27・2・19判例集未登載）。」とする。